

スポ振第 599 号
平成 30 年 3 月 22 日

各県立学校長 様

教 育 長

本県高校生の登山について（通知）

このことについては、平成 29 年 12 月 8 日付けスポ振第 454 号「冬山登山の事故防止について」において、県教育委員会の承認が必要な年度内の登山は行わないこととしました。

現在、県教育委員会では本県高校生の登山の在り方等について検討しているところであり、冬山登山については、スポーツ庁の通知のとおり原則禁止とし、例外的に実施する場合の登山部の活動については、その是非も含め外部有識者等から意見を聴取しながら、今後方針を示す予定です。

つきましては、4 月からの高校生の登山は、雪のない山域に限り実施することとし、別紙留意事項を踏まえ事故防止に万全を期すようお願いします。

なお、昭和 41・11・22 健教第 775 号「冬山登山の事故防止について」並びに「高校生冬山登山実施の範囲」（昭和 41 年 12 月）、「夏山登山の実施範囲」（昭和 40 年 7 月）については、廃止とします。

スポーツ振興課
生涯スポーツ担当 吉成
TEL028-623-3416

留意事項(案)

1 登山計画について

- (1) 登山の計画や実施に当たっては、指導と管理の面から十分に配慮し、生命の安全を最優先とする。
- (2) 山の選定に当たっては事前に十分な調査を行い、生徒の体力や技能及び経験等のほか、登山目的、登山期間、活動内容、引率教員等の条件を考慮し、安全かつ余裕をもった登山コースとなるよう配慮する。
- (3) 日程は2泊3日を標準に、長くとも4泊5日（予備日を除く）を限度とする。また、1日の行動時間は、8時間を上まわらない。
- (4) 事前に携帯電話の通話エリアを確認し、不感エリアで登山を実施する場合は衛星携帯電話を携帯する。（※平成30年度については、衛星携帯電話のレンタル事業を予定していますので、別途お知らせします。）
- (5) 登山予定山域の最新の気象情報や山岳情報を入手するとともに、可能な限り事前に現地踏査を行うなど、安全対策を講じる。
- (6) 事故発生や悪天候の場合を考慮して、緊急時における避難場所やエスケープルート（下山ルート）等の情報を事前に確認する。
- (7) 保護者に登山計画を明示したうえで、書面にて参加の同意を得る。計画書はその写しを家庭、学校に置く。
- (8) （公社）日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システム「コンパス」にて登山計画の届けをする。（URL <https://www.mt-compass.com/tochigi.php>）

2 指導者について

- (1) 登山活動には、1パーティ2名以上の教員が引率し、指導に当たる。
- (2) 引率責任者は必ずその学校の教員で登山指導の経験が5年以上あり、日体協の指導員の資格を持つか、国立登山研修所等で実施される県が指定した研修（「安全登山普及指導者中央研修会」、「高等学校等安全登山指導者研修会」等）に参加した者とする。これに該当する者がいない場合には、他校の教員へ協力依頼しても差し支えないが、その場合でも必ず責任者として自校の教員1名は引率する。
- (3) 2(1)(2)の教員2名に加え、必要に応じて登山アドバイザーを同行させることができる。なお、県外の登山については、原則登山アドバイザーを同行させる。（平成30年度については、登山アドバイザー派遣事業を予定していますので別途お知らせします。）

3 参加生徒への指導について

- (1) 登山に必要な基礎的な知識、技術に加えて、登山の多様なリスクや安全確保についても指導する。
- (2) 各学校において、指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておく。
- (3) 事前に参加生徒の健康状態を確認し、体調不良の生徒は参加させない。

4 登山中の行動について

- (1) いかなる登山であっても、経験、技術、体力を無視するような行動、競争意識による軽はずみな行動はさせない。
- (2) 毎日の出発前には、生徒の健康状態や天候の状況等、チェックリスト（別紙様式1）を用いて安全確認し学校へ連絡を入れる。活動中も定期的に学校へ連絡を入れる。
- (3) 登山道をはずれたり、立入禁止区域に入ったりするなど計画にない行動はしない。
- (4) 常に最新の気象情報を入手するとともに、現地の管理事務所や山小屋と連絡を密にすることで、急激な天候の変化や落雷等への判断材料を充実させておく。なお、荒天時は原則計画を中止し下山する。
- (5) 生徒の様子をよく観察し、脱水症・熱中症、低体温症等にならないように注意を払う。また、食中毒防止の観点から、飲料水（生水等）の摂取や食糧管理には充分注意

を払う。

5 登山実施後について

- (1) 登山実施後は、「コンパス」にて下山の届けをする。
- (2) 県教委へは学校安全課に速やかに電話又はFAXにて連絡するとともに、報告書（別紙様式2）を提出する。

6 夏季休業中までの承認申請について

- (1) 第1回登山計画審査会【4月23日（月）実施】
 - ・ 4月1日（日）から4月23日（月）までの間に登山を計画している学校は、3月28日（水）までにスポーツ振興課まで連絡すること。
 - ・ 4月24日（火）から6月30日（土）までに登山を計画している学校は、承認申請書（別記様式4）を4月16日（月）までに学校安全課に提出すること。
- (2) 第2回登山計画審査会【6月22日（金）実施】
 - ・ 7月1日（日）から夏季休業中に登山を計画している学校は、6月8日（金）までに承認申請書を学校安全課に提出すること。
- (3) 県内外や標高、宿泊の有無にかかわらず、各学校で実施する登山（学校行事・部活動・授業等）は全て承認申請書を提出すること。なお、提出方法については、電子メールにて学校安全課に提出すること。

※9月以降の承認申請については別途お知らせします。